

## 登記相談を利用されるお客様へ（ご案内）

- 1 窓口相談は、土地・建物の登記名義人や、会社・法人の代表者など、原則、お客様自身が登記の「申請人」として手続をされる場合にお受けしています（登記相談の内容により、身分証明書等の提示をお願いすることがあります）。
- 2 窓口相談では、不動産登記及び会社・法人登記に関する登記申請書の書き方や、必要書類等一般的な相談をお受けしていますが、お客様自身が判断すべき法律上の問題については、お受けできません。
- 3 限られた人数でできる限り多くの相談をお受けするため、1回の登記相談時間については、おおむね「20分以内」を目安とさせていただきます。
- 4 相談担当者が登記申請書及び添付書類（委任状、相続関係説明図、登記原因証明情報、議事録等）等を「作成」することはできません。申請書等の作成や必要書類の用意は、お客様自身で行っていただく必要があります。
- 5 登記相談では、お客様が作成された登記申請書の「審査」（形式的審査を含みます。）を行うことはできません。「審査」は、登記申請を受け付けた後に、登記官が行います。
- 6 他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法令違反となる場合がありますので、ご注意願います。